

2022年12月

1. ガソリン税の減税制度の延長発表（来年2023年3月31日まで）

ニュージーランド政府は、現在の生活費補助（Cost of living support）プログラムの一環として実施している、ガソリン税の減税制度（1リットル当たり25セントの減税）を、2023年2月28日まで継続することを発表しました。その後は2023年3月31日まで、減税額を半分の1リットル当たり12.5セントまで減らし、最終的にガソリン税の減税制度を取り下げる予定です。

2. コロナ関連、未払の税金に対するペナルティーの免除申請方法の変更

コロナウィルスにより重大な損失を受けた企業は、納税の遅延により発生したペナルティーや、未払の納税額に課せられる利子（use-of-money interest）についての減額もしくは免除を、ニュージーランド国税局（IRD: Inland Revenue Department）に申請することができますが、その申請方法が来年の**2023年1月9日**より、以下の通り変更となります。

変更前（2023年1月8日まで）

IRDのオンラインポータルから、Notify of COVID-19 impact Support をクリック

※免除申請について、申請書の作成等の**必要無し**。

変更後（2023年1月9日以降）

IRDのオンラインポータルから、Send a Message をクリック

※免除申請について、申請書の作成等の**必要がある**。

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

準オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。